# 正誤表

各法令の改正等により下記のとおり訂正いたします。

### ● p.10 「図表 1-1 各法令における児童の定義」

#### 【誤】

法令名	条文等定義
児童福祉法	2. 幼児 満1歳から、小学校の始期に達するまでの者
母子及び父子並びに 家婦福祉法	第6条 <u>2</u> .この法律において「児童」とは 20 歳に満たない者をいう。
少年法	第 2 条 この法律で「少年」とは、20 歳に満たない者を <u>いい、「成人」とは、</u> 満 20 歳以上の者をいう。
民法	第2章 第 <u>2</u> 節 第4条 年齢 <u>20歳</u> をもって成年とする。
少年院法	第2条 2. 初等少年院は心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者を収容する。 3. 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者を収容する。 4. 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。 5. 医療少年院は、心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者を収容する。

## 【正】

法令名	条文等定義
児童福祉法	2. 幼児 満1歳から、小学校 <u>就学</u> の始期に達するまでの者
母子及び父子並びに 家婦福祉法	第6条 <u>3</u> この法律において「児童」とは 20 歳に満たない者をいう。
少年法	第2条 この法律で「少年」とは、20歳に満たない者を <u>いう。</u>
民法	第2章 第 <u>3</u> 節 第4条 年齢 <u>18歳</u> をもって <u>、</u> 成年とする。
少年院法	第4条 1 第1種 保護処分の執行を受ける者(第5号に定める者を除く。 次号及び第3号において同じ。)であって、心身に著しい障害がないおおむね 12歳以上23歳未満のもの(次号に定める者を除く。) 2 第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない 犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの 3 第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がある おおむね12歳以上26歳未満のもの

## ● p.47 「10 月の年中行事・記念日」

【誤】体育の日

……1966 (昭和41) 年に制定されました。2000 (平成12) 年からは、祝日 法改正のために、10月の第2月曜日に変更となりました。

【正】 スポーツの日 ……1966 (昭和 41) 年に「体育の日」と制定されました。祝日法改正のために、 2000 (平成 12) 年からは、10月の第2月曜日に変更となり、2020 (令和2) 年からは「スポーツの日」に名称が変更されました。